

パブリック・コメント手続の結果について

案件名：横須賀市スポーツ振興条例（案）

1 意見募集期間

令和7年9月18日（木）から令和7年10月8日（水）まで

2 意見の提出者数及び件数

提出者数 2人 / 件数 2件

3 意見の提出方法（提出方法別の提出者数）

提出方法	人数
持 参	0人
郵 送	0人
F A X	0人
電子メール	2人
合 計	2人

4 意見の内訳（項目別の件数）

項 目	件数
前文	0件
目的（第1条）	0件
定義（第2条）	1件
基本理念（第3条）	0件
市の責務（第4条）	0件
市民の役割（第5条）	0件
スポーツ関係団体の役割（第6条）	0件
スポーツ推進計画（第7条）	0件
生涯にわたるスポーツ活動の推進（第8条）	0件
障害者スポーツの推進（第9条）	0件
子どものスポーツ機会の充実（第10条）	0件
スポーツにおける健全性等の向上（第11条）	0件
スポーツへの関心の醸成（第12条）	0件
自然環境を活用したスポーツの普及（第13条）	0件
スポーツによる地域振興（第14条）	0件
附則	0件
その他	1件
合 計	2件

5 意見の概要と提案者の考え方

No.	項目	意見の概要	考え方
1	定義 (第2条)	条例案で定義される「スポーツ」はどこまでを含むのか。 体と心を動かすものを指すすれば、釣りなどもスポーツとして十分定義されると思うが、釣りを禁止している場所が多い現在の施策は、条例案と相反すると考えられる。 スポーツを振興するのであれば、種目によって格差をつけるのではなく、それぞれが十分に行えるようにすることが大事であることを踏まえた上で、釣り場の開放などを願う。	本条例では、第2条に定義しているとおり、心身の健全な発達、健康の保持増進及び体力の向上、精神的な充足感の獲得等のために行う活動を「スポーツ」として定めています。 釣りには、スポーツフィッシングと呼ばれるものもありますが、一般的な釣りは、本条例が定める上記の目的よりも、レジャーや娯楽としての側面が強いこと、また、漁港や護岸の使用における安全管理や漁業権、環境保全等の観点から場所や方法に一定の制限が設けられていることを踏まえると、現状では、本条例の理念に基づき行うスポーツにはなじまないものと認識しています。 ただし、第13条にもあるとおり、本市の特性である豊かな自然環境を活用したスポーツの普及も本条例が目指すところであり、いただいたご意見については、スポーツ振興及び港湾管理を所管する部署に共有をさせていただきます。
2	その他	この条例案は、様々な国籍・人種の人が集まる横須賀市ならではの「言語の壁を意識することなく共に楽しもう」という提案につながるものである。 条例制定後は、市のスポーツイベントのポスターなどでも条例に触れてほしい。生涯にわたりスポーツを通して健康に楽しく過ごそうという素晴らしい条例案になっているので、普段あまりスポーツに触れないまま過ごしている人も含め、多くの人に知っていただきたい。	本条例自体の広報と市が行う個々のスポーツイベントの広報は、基本的には、分けて実施するものと考えています。 ただし、本条例は、今後のスポーツ振興に関する施策の基本となる条例でもあることから、本条例を一人でも多くの市民に知っていただけるよう、市議会としても広報を行うとともに、市のスポーツイベントの広報において、本条例の理念や趣旨を踏まえたキャッチフレーズ等を盛り込んでもらうなど、関係部署に対して働きかけていきます。